

公益社団法人 秋田県理学療法士会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人秋田県理学療法士会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(会員に関する項)

第2条 この法人の定款第5条1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

- 2 入会、休会、退会、復会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもって会長に提出する。
- 3 正会員は、特別な事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会の事由が消滅した際は、速やかに復会することができる。休会中はこの法人からの連絡は行わない。
- 4 会員が定款第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 5 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、返還しない。
- 6 賛助会員に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員規程による。
- 7 名誉会員に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める名誉会員規程による。
- 8 定款第8条第1項に規定する任意退会について、公益社団法人日本理学療法士協会懲戒規定第13条第1項に該当している場合は、同規定第14条第1項の懲戒処分のお知らせまで保留される。

(会費に関する項)

第3条 この法人の正会員の会費は年額12,000円とする。

- 2 賛助会員の会費は、年額一口5,000円とする。
- 3 名誉会員の会費は、免除する。
- 4 当該年度の会費は、前事業年度3月31日までに全額を納付しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(理事及び監事の構成に関する項)

第4条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものとする。監事についても同様とする。

- 2 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものとする。監事についても同様とする。

(会務の運営に関する項)

第5条 会長は、局・部・委員会を置き、会務の運営にあたる。

- 2 局長は、会長が任命し、局を統括する。
- 3 部長は、会長が任命し、部を運営する。部長は班を構成し職務に当たらせることができる。部員（班長及び班員）は、部長が選任し会長が委嘱する。
- 4 委員長は、理事会の承認を得て会長が任命し、委員会を運営する。委員は、委員長が選任し会長が委嘱する。
- 5 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て、期間を定めて特別委員会を置くことができる。
- 6 特別委員会の委員長は、会長の任命により特別委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。
- 7 会長又は理事会の諮問機関として、表彰者選考委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。
- 8 諮問委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が任命し、委員会を運営する。委員は、委員長が選任し会長が委嘱する。

第6条 理事は、会長の任命により、局長、部長を務める。また、委員会、特別委員会、諮問委員会には、担当理事を配置する。理事は委員長を兼ねることができる。

第7条 会長が必要と認めたときは、委員長は理事会に出席して意見を述べることができる。

第8条 理事の職務分担については、職務権限規程に定める。

第9条 局・部及び委員会の分掌については、分掌規程に定める。

(相談役に関する項)

第10条 この法人に、任意の機関として、若干名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。
- 3 相談役は、会長の諮問に応え、本会の運営に協力する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。
- 5 相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員の報酬及び費用に関する規程を準用する。

(役員選挙に関する項)

第11条 役員選挙は定款第22条に基づいて実施する。

- 2 選挙を行うために選挙管理委員会を置く。
- 3 役員選挙について必要なことは、総会の決議により別に定める選挙規程による。

(資産管理に関する項)

第12条 この法人の定款第36条の資産管理方法は、事務局で立案し、理事会の決議を経て、別に定める。

(表彰に関する項)

第13条 会員の表彰については、その種類や基準等について必要なことは、理事会の決議により別に定める表彰規程による。

(慶弔に関する項)

第14条 この法人の慶弔に関して必要なことは、理事会の決議により別に定める慶弔見舞金規程による。

(細則の改廃に関する項)

第15条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けることとする。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。